

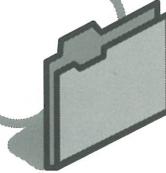


書類で  
学ぶ

## 第7回 任意後見制度の内容と書類の見方



私は現在、おじの任意後見人となっています。先日祖父（おじにとって父親）が亡くなったため、おじが相続する祖父の預金について名義変更に来たのですが、どのような書類が必要ですか。



任意後見制度は、まだ判断能力が衰えていない人が、将来認知症などによって判断能力が低下したときに備えて、財産管理や身上監護に関して、あらかじめ選んだ人（任意後見人）に委任することができる制度です。

家庭裁判所への申立により開始する法定後見とは違い、任意後見制度は本人と任意後見受任者（契約が発効する前の任意後見人のこ

### 判断能力が衰えていない人が 自らの意思で利用する制度

前回までは法定後見制度（成年後見・保佐・補助）について解説してきました。今回は任意後見制度と、お客様が制度を利用している場合の書類の見方等について解説します。

とをこう呼ぶ）との間で代理権の内容を定めた任意後見契約書を交わしておき、本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所から「任意後見監督人」の選任を受けることになります（図表1）。

家庭裁判所が任意後見監督人を

# 手続き&アドバイス 相続・贈与の

株式会社SBL 税理士 **八木正宣**

図表1 法定後見と任意後見の違い

類型	本人の判断能力			手続き等
法定後見	後見	判断能力をまったく欠く人	家庭裁判所に申立	任意後見契約 ※家庭裁判所で任意後見監督人が選任された時点 で発効
	保佐	判断能力が著しく不十分な人		
	補助	判断能力が不十分な人		
任意後見			まだ判断能力が衰えていない人 ※将来判断能力が低下する場合 に備えて、契約により任意後見人を選任	

通して任意後見人を監督するため、任意後見人の代理権濫用を防ぐことができます。

任意後見契約は、当事者の意思を明確にしておく必要があるため、公正証書による書面化が求められます（サンプル1）。任意後見契約公正証書が作成されると、公証人の嘱託により法務局に登記されることになります。

任意後見人は、任意後見監督人が選任されるまでの間は任意後見受任者と呼ばれ、登記上もそのように表記されます。任意後見監督人が選任されると、その旨の登記、および任意後見受任者から任意後見人に表示が変更されます。

## 任意後見監督人が選任されて初めて契約が発効する

### 〈任意後見契約の3つの類型〉

任意後見契約の利用形態には、次の3つの形態があります。

①将来型

すでに軽度の精神的障害が生じてはいるものの、契約を締結する

②即効型

開始する

③移行型

完全な意思能力がある状態の時

産管理・身上監護の委任契約から任意後見契約に移行する

本人の判断能力が衰えていないときに契約を交わして、将来において判断能力が不十分となつたときに委任が開始する

庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てることにより、委任が

従前の委任事務を継続（任意の財

せん。任意後見契約が発効しないときは同じです（図表2）。家庭裁判所の任意後見監督人の選任がなければ、任意後見契約は発効しま

## サンプル1 任意後見契約の公正証書

### 第1条（契約の趣旨）

委任者 近代花子（以下「甲」という）は受任者 後野太郎（以下「乙」という）に対し、任意後見契約に関する法律に基づき、同法4条第1項所定の要件に該当する状況となった場合における甲の生活、療養看護および財産の管理に関する事務（以下「後見事務」という）を委任し、乙はこれを受任する。

### 第2条（契約の発効）

- 前条の契約（以下「本契約」という）は、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生ずる。
- 本契約締結後、甲が任意後見契約に関する法律第4条第1項（精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況）に該当することとなったときは、乙は、家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任を請求しなければならない。
- 本契約効力発生後における甲と乙との間の法律関係については、任意後見契約に関する法律および本契約に定めるものほか、民法の規定に従う。

### 第3条（委任事務の範囲）

甲は乙に対し、別紙「任意後見代理権目録」記載の後見事務（以下「本件後見事務」という）を委任し、その事務のための代理権を付与する。

～以下省略～

### 任意後見代理権目録

- 甲に帰属する財産（不動産を含む）およびその果実の管理、保存、処分、変更に関する事項
- 甲に帰属する預貯金の管理、振込依頼、払戻し、口座の変更その他の一切の取引に関する事項
- 家賃、地代、年金・障害手当金等の社会保障給付その他の定期的な収入の受領に関する事項
- 生活費の送金、日用品その他の生活に必要な物品の購入等に関する事項
- 委任者が相続人または受贈者である場合における遺産分割、相続の承認・放棄、贈与・遺贈の拒絶、負担付贈与または遺贈の受諾に関する事項

～以下省略～



# 相続・贈与

手続き&アドバイス

## 図表2 後見開始までの流れ

本人と任意後見受任者が公正証書により「任意後見契約書」を作成



契約情報が法務局に登記される。「任意後見受任者」の表示



本人の判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に「任意後見監督人」選任の手続き



任意後見監督人の選任＝任意後見契約の発効



任意後見監督人が法務局に登記され、任意後見受任者の表示が任意後見人に変更される

## サンプル2 登記事項証明書（任意後見制度）

### 登記事項証明書

～中略～

任意後見契約の本人

【氏名】 近代 花子

【生年月日】 昭和21年8月30日

【住所】 東京都中野区東中野○丁目○番○号

【本籍】 東京都中野区東中野○丁目○番○号

任意後見人

【氏名】 後野 太郎

【住所】 千葉県○○市○○町○丁目○番○号

【代理権の範囲】 別紙目録記載のとおり

任意後見監督人

【氏名】 東城 二郎

【住所】 東京都港区○○町○丁目○番○号

【選任の裁判確定日】 平成26年2月27日

【登記年月日】 平成26年3月3日

～以下省略～

るかどうかは、登記事項証明書を取得すれば明らかとなります。

～任意後見契約が開始されている

場合の遺産分割

相続人が任意後見契約を結んでいる場合には、契約が発効している

### 代理権目録

～中略～

5 委任者が相続人または受贈者である場合における遺産分割、相続の承認・放棄、贈与・遺贈の拒絶、負担付贈与または遺贈の受諾に関する事項

～以下省略～

## サンプル3 遺産分割協議書の署名欄

～以上省略～

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。  
平成26年9月30日

東京都中野区東中野○丁目○番○号 相続人 近代 花子

上記 任意後見人

千葉県○○市○○町○丁目○番○号

後野太郎㊞

～以下省略～

るかを、登記事項証明書（サンプル2）で確認します。登記事項証明書上で「任意後見監督人が選任

されている」「任意後見受任者ではなく任意後見人と表示されている」ことをチェックします。

次に任意後見契約での代理権の範囲を別紙目録で確認します。代理権目録の中に相続に関する遺産分割の項目があり、任意後見人が遺産分割協議を代理するのであれば、遺産分割協議書には任意後見人の署名押印が必要となります（サンプル3）。任意後見契約が発効していなかつたり、相続に関する代理権がなければ、任意後見人の署名押印は不要です。

成年後見制度に共通しますが、その遺産分割協議書の内容が本人（被後見人）にとつて不公平なものであるようであれば、理由を任意後見人に確認しましょう。

